

意見書案第４号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

２０２４年は、国連総会で１９７９年に女性差別撤廃条約が採択されて４６年目に当たる。現在１８９か国が締約国であり、日本は１９８５年に批准した。

女性差別撤廃条約は、女性の一人ひとりが権利の主体であると位置付け、女性の権利の実現の障害となっているものを撤廃することが国家の国際法上の義務だとしていることで、世界の女性の憲法と言われている。

１９９９年、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、個人通報制度と調査制度を内容とする女性差別撤廃条約選択議定書が国連総会で採択された。女性差別撤廃条約の締約国１８９か国中、１１５か国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准しているが、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから２６年目に当たる現在、日本は批准していない。

女性差別撤廃条約の履行状況を審査する女性差別撤廃委員会は２０２４年１０月２９日、日本の女性政策についての勧告を含む最終見解を示し、その中では、女性差別撤廃条約選択議定書の批准も求めている。

国は、第５次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。また、今回の女性差別撤廃委員会からの勧告を履行していくためにも、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、国際的な責務を果たし、日本の女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

よって、逗子市議会は国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を批准するよう要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月１３日

逗 子 市 議 会